

○公益社団法人 戸田市シルバー人材センターポイント制度実施要綱

令和 8 年 2 月 19 日

要綱第 12 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、公益社団法人戸田市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員サービスの向上とセンター事業への参加促進を図るため、センターが定める活動等に取り組む会員に対し、ポイントを付与するとともに、一定以上のポイント獲得者に記念品を提供する事業の実施に必要な事項を定める。

(対象者)

第 2 条 ポイントを付与する対象者は、センターの正会員（以下「会員」という。）とする。

(ポイントの付与条件及び付与数)

第 3 条 ポイントを付与するセンターが定める活動等は、別表 1 のとおりとし、その活動等に応じた条件を満たした場合に、同表に掲げるポイントを会員に付与する。

(ポイントの把握及び管理)

第 4 条 ポイント付与の対象となる活動等を行った会員の把握は、原則としてセンター事務局で行い、センター業務で利用している業務システムで管理する。

(ポイントの交換)

第 5 条 会員が獲得したポイントは、ポイント交換申請書（様式 1）をセンターに提出することによりポイントを消費し、代わりに記念品と交換することができる。なお、ポイントと交換できる記念品及び交換に必要なポイント数は別表 2 のとおりとする。

(ポイントの譲渡)

第 6 条 会員間でポイントを譲渡することはできない。

(有効期間)

第 7 条 会員が獲得したポイントに有効期間は設けない。ただし、退会した場合は失効する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 6 月 2 4 日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

ポイント付与対象活動等	ポイント付与条件	ポイント付与数(P)	ポイント付与時期
定時総会出席	定時総会会場で受付	3P	定時総会終了後
定時総会委任状提出	委任状をセンターに提出	2P	定時総会終了後
会員紹介	紹介した者が会員登録	3P(会員1人につき)	被紹介者入会后 随時
地域班ボランティア参加	地域班だよりで募集の ボランティア活動に参加	1P	名簿受領後随時
市内イベントへのボランティア参加	センターが主催する市内 イベントへのボランティア 参加	1P	名簿受領後随時
講習会参加	センターが企画する講習 会に参加	1P	名簿受領後随時
シルバーだより・ シルバーとだへの作品応募	作品応募	1P	作品受領後随時
安全標語応募	安全就業だよりで募集す る安全標語に応募	1P	安全標語募集締 切後随時
Smile to Smile 登録	Smile to Smile の登録	2P	登録後随時
会員継続	会員を継続	1P	年度末在籍会員 に対し、翌年度4 月にポイント付与
新規入会	会員登録	1P	入会后随時

別表 2 (第 5 条関係)

記念品		必要ポイント数
クオカード	500円分	20P

ポイント交換申請書

令和 年 月 日

公益社団法人戸田市シルバー人材センター
理事長様

会員番号

氏 名

獲得ポイント	P
交換ポイント	P

受 領 書

私は、獲得したポイントを記念品 枚と交換し、受領しました。

令和 年 月 日

受領印 又は サイン

事務局長	確認者